

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年1月27日（平成29年（行情）諮問第33号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（行情）答申第76号）

事件名：「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」の委託契約に係る事業計画書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月21日付け28受文科生第642号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 個人に関する情報は、氏名、電話、FAX、住所を不開示にするだけで十分だが、それ以外の部分も不開示になっている。
- (2) 個人情報については、プライバシーに関わるものについては、不開示に合意する。しかし、公的な仕事にプライバシーの部分はない。
- (3) 事業計画書が全て不開示なので、国の資金で何をやったのか全く分からない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、別紙のとおり、「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」の委託業務のうち、「広報手法の開発」として、文部科学省が実施している事業の取組を効果的に発信するための広報手法（ホームページ）の開発に関する委託契約（以下「本件委託契約」という。）に係る「委託契約書」（文書1）、「請求書」（文書2）及び「事業計画書及び経費計画書」（文書3）である。

本件対象文書につき、法5条1号、2号イ及び6号口の不開示情報に該

当することから不開示としたところ、審査請求人から、原処分 of 取消しを
求める旨の審査請求がされたところである。

2 諮問庁としての考え方

本件開示請求に対して、法5条1号、2号イ及び6号ロに基づき本件対
象文書の一部を不開示とした原処分に誤りはないことから、本件審査請求
は棄却すべきものとする。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人情報について、審査請求人より公的な仕事にプライバシーの部分
はないため開示をするよう審査請求がされている。本件対象文書におい
て、事業計画書に記載された個人の氏名等については、個人に関する情
報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1
号に該当するため不開示とした。

(2) 事業計画書については、本件委託契約が企画競争によるものであり、
法人の印影、事務担当者の所属、電話番号、ファックス番号、事業の実
施に関わる内容、再委託の内容及び経費の内訳等について、今後、競合
他社等が同種事業の企画競争において、公にした情報に加工・改善を加
えたり、アイデアを流用することや、現行受託者の業務上のノウハウが
競合他社に模倣される可能性があること等から、当該法人の権利、競争
上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当
する部分について不開示とした。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち審査請求人が開示すべきものと主張
する部分については、法5条1号及び2号イに該当し、当該部分を不開示
とした原処分は維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成29年1月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月13日 | 審議 |
| ④ | 同年4月17日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本
件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年5月12日 | 審議 |
| ⑥ | 同年6月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）の
開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び
6号ロに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、不開示部分は、別表1の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分5である。

(1) 不開示部分1について

当該部分は、委託契約先である特定会社の登記事項証明書には記載されていない、特定会社の委託契約に関わる担当社員の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁において、委託契約に関わる特定会社の担当社員の氏名を公にする慣行があるとは認められず、また、外に公表慣行があると認めべき事情も見当たらないことから法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分2について

当該部分は、特定会社の代表取締役の印影であり、これらの印影は、委託契約書(文書1)の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これらを公にすると、偽造による悪用等、当該特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、特定会社の電話番号、ファックス番号、メールアドレス及び銀行口座等に関する情報である。

(イ) これらの情報を公にした場合、特定会社への問合せ、いたずら及び偽計に使用され特定会社の業務に支障を来すおそれがあり、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ため、法5条2号イに該当する。

イ 特定会社の電話番号、ファックス番号、メールアドレスについては、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、銀行口座については、特定会社の内部管理情報であって、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられるため、これらを公にすると、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、特定会社が文部科学省に提出した事業計画書に記載されている①委託業務を実施する特定会社の社員の所属・役職等、②委託契約した事業に関して特定会社が提示した事業内容、③再委託の内容及び④経費の内訳等に関する情報である。また、②については、更に、i) 事業の実施体制、ii) 過去の同種事業の実績、iii) 実証研究の実施内容及び実施方法等、iv) 実施により得られることが見込まれる成果・効果並びにv) 実証研究のスケジュールに関する情報で構成されている。

(イ) これらの情報を公にした場合、特定会社の機微な情報が競合他社に知られることとなり、アイデアの流用や模倣の可能性があることから、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

(ウ) とりわけ、再委託の内容及び経費の内訳に関する情報については、それぞれ以下のとおり考える。

a 再委託の内容について

当該部分は、特定会社が受託した事業のうち、どの部分が再委託の必要性を有しているかについて示すものであり、特定会社のこれまで他に知られていない財務状態が明らかになる情報であるため、不開示とすることが妥当である。

b 経費の内訳について

当該部分は、特定会社がどのような項目にどの程度の金額を投じるかという見積もりであり、特定会社のこれまで他に知られていない財務状態が明らかになる情報であるため、不開示とすることが妥当である。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 特定会社の社員の所属・役職等について

当該部分は、委託業務を実施する特定会社の社員の所属・役職等であり、実際に特定会社のどの部局の人員が委託業務に携わるのかについては、業務上必要な関係者以外には知られていない当該特定会社における内部管理情報である。

これらを公にすると、本来の目的外に使用されるなどして特定会社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 委託契約した事業に関して特定会社が提示した事業内容について

a 事業の実施体制について

当該部分は、委託業務を担当する特定会社の具体的な実施体制を、分担する業務ごとに示すものであり、情報の一部が上記(ア)の情報と重なることが認められる。

当該部分は、上記ア(イ)の諮問庁の説明のとおり、競合他社によるアイデアの流用・模倣のおそれがあることから、これらを公にすると、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

b 過去の同種事業の実績部分について

(a) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該部分の公表の有無を確認させたところ、これらの情報は単独では既に公になっているが、事業計画書の中で集成的に実績として開示することで、特定会社の計画内容を類推させる可能性があるとともに、企画競争におけるPRの手法が競合他社に模倣される可能性があるとして説明する。

(b) しかしながら、これらの情報は既に公となっており、諮問庁の説明するように事業計画書の中で集成的に実績として開示しても、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

c 実証研究の実施内容及び実施方法等について

(a) 当該部分は、事業計画書中の委託事業の具体的な実施内容及び実施方法等であり、当該部分のうち、下記(b)の事業目的に係る記載を除く部分については、上記aと同様の理由により法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(b) 事業目的に係る記載部分については、既に公となっている政府目標であると認められることから、これを公にしても、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

d 実施により得られることが見込まれる成果・効果及び実証研究のスケジュールについて

当該部分は、委託事業を具体的に実施することにより得られることが見込まれる成果・効果及びスケジュールであり、上記aと同様の理由により法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 再委託の内容について

特定会社は、当該委託事業について、その一部を別の会社に再委託しており、当該部分には当該再委託に関する内容が記載されている。

a 再委託の内容部分は、具体的には、特定会社から事業の一部を再委託する再委託先会社の名称・所在地等欄、再委託を行う業務の範囲欄及び再委託の必要性欄といった項目で構成されていることが認められ、また、再委託の必要性欄には、委託元である特定会社が認識している再委託先会社が有する特徴・スキルについての情報が記載されていることも認められる。

これらの情報は、下記bの部分を除き、保護されるべき特定会社と再委託先会社との間の取引関係に関する情報であり、営業上の内部管理情報であるため、上記(イ)aと同様の理由により法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

b しかしながら、再委託の必要性欄の3行目は、単に再委託を行うことの効率性を示す内容にとどまっており、開示することにより、特定会社独自の知識、経験、技術等が明らかになることはなく、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

(エ) 経費の内訳部分について

a 当該部分は、文部科学省から事業を受託して事業を行う特定会社の経費計画書と再委託先会社の経費計画書であり、それぞれ、大きくは支出項目部分と内訳部分とに区分されていることが認められる。また、内訳部分には摘要ごとの細かな積算内訳が記載されておりその内容は全て不開示とされているが、支出項目部分に

は幾つかの摘要を束ねるより大きな支出項目が記載されており、当該項目の全ての名称は開示されているものの、それに見合う項目ごとの金額（計画額小計部分）は不開示とされていることが認められる。

- b 不開示部分のうち、内訳部分については、細かな摘要ごとの単価に基づく積算であるから、特定会社及び再委託先会社における財務内容の一部であると同時に、事業受注競争を行っている競合他社には秘匿すべき情報であるから、上記（イ）aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- c しかしながら、支出項目部分のうち原処分において既にその全てが開示されている支出項目名は、諸謝金、人件費、旅費といったごく一般的なものであり、それに見合う項目ごとの金額（計画額小計部分）を開示しても、詳細な積算単価・積算内訳が判明するものでもないため、競合他社との間で競争上の不利益が生ずるとまではいえず、法5条2号イに該当しないことから、開示すべきである。

また、当該計画額小計部分を開示することにより自ずと明らかになる事業計画書の1枚目（10頁）の内訳欄及び同計画書の38枚目（47頁）の再委託金額欄の金額についても、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

（5）不開示部分5について

諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分は、不開示部分5を除くその余の不開示部分である旨説明するが、審査請求人の主張を踏まえても、審査請求人が審査請求の対象から不開示部分5を除いていると解するだけの明確な理由が見当たらないことから、不開示部分5の不開示情報該当性についても検討する。

当該部分には、文部科学省の支出負担行為担当官の印が確認でき、これが公になった場合は、偽造による悪用等、国が行う契約の事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、

同条1号，2号イ及び6号ロに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙 本件対象文書

「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」の委託業務のうち、広報手法の開発として、文部科学省が実施している事業の取組を効果的に発信するための広報手法（ホームページ）の開発に関する委託契約に係る

文書1（1頁～8頁） 委託契約書

文書2（9頁） 請求書

文書3（10頁～48頁）事業計画書及び経費計画書

別表 1

1 不開示部分			2 不開示理由
文書 3	不開示部分 1	個人の氏名	法 5 条 1 号
文書 1 ないし 文書 3	不開示部分 2	法人の印影	法 5 条 2 号イ
	不開示部分 3	電話番号, ファックス番号及び 銀行口座等	法 5 条 2 号イ
	不開示部分 4	事務担当者の所属, 事業の実施 に関わる内容, 再委託の内容, 経費の内訳等	法 5 条 2 号イ
文書 1	不開示部分 5	支出負担行為担当官印	法 5 条 6 号ロ

別表 2

不開示部分 4		開示すべき部分
文書 1 ないし 文書 3	事務担当者の所属，事業の実施に関わる内容，再委託の内容，経費の内訳等	事業計画書の 6 枚目（15 頁）すべて（過去の同種事業の実績部分）
		事業計画書の 8 枚目（17 頁）2 行目ないし 6 行目（目的部分）
		事業計画書の 38 枚目（47 頁），再委託に関する事項の「3. 委託の必要性」の枠内の 3 行目
		事業計画書の 37 枚目（46 頁），経費計画書の枠内の計画額小計部分全て
		事業計画書の 39 枚目（48 頁），経費計画書（再委託先）の枠内の計画額小計部分全て
		事業計画書の 1 枚目（10 頁）の内訳欄の金額
		事業計画書の 38 枚目（47 頁）の再委託金額欄の金額

（注）枚目及び頁については，10 頁の送付状を事業計画書に含めて算出している。